○国土交通省告示第六百九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年四月十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5863号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ－2930ＲＳ型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目1番34号

○国土交通省告示第六百十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年四月十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5283号	音響測深機	ＦＥ－800	古野電気株式会社	表示装置のディスプレイ及び関連部品の変更

○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県黒川郡大和町吉岡字西桧木六九番一から同町吉岡字西桧木三五番まで	前	三一・八七～三四・二七メートル	○・○六九キロメートル
	後	三二・○○～三八・○六メートル	○・○六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十七号	宮城県黒川郡大和町吉岡字西桧木三五番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月十一日

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新発田市小舟町一丁目四八〇番一から同市中田町一丁目一一二七番一まで	前	二六・六七～四五・五四メートル	○・○二二キロメートル
	後	四二・二三～四八・三五メートル	○・○二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	新発田市小舟町一丁目四八〇番一から同市中田町一丁目一一五四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月十一日

国会事項

参議院

会議

五月八日（金曜日）午前十時　本会議

質問主意書転送

五月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＥＶバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二八号）

小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三九号）

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四〇号）

人事異動

会計検査院

会計検査院事務官（第二局防衛検査第三課専門調査官）に採用する（五月一日）

牛島　大輔

最高裁判所

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

浜本　章子

大阪家庭裁判所判事に補する

大阪家庭裁判所長を命ずる

広島地方裁判所判事・広島簡易裁判所判事

内藤　裕之

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事に補する

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

井上　直哉

広島地方裁判所判事に補する

広島地方裁判所長を命ずる

広島簡易裁判所判事に補する

判事兼簡易裁判所判事

大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く

松永　栄治

大阪簡易裁判所判事兼判事

大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

横田　典子

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

後藤　誠

大阪地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上四月七日）

札幌高等裁判所判事・札幌簡易裁判所判事

林　欣寛

札幌高等裁判所事務局長を免ずる

東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

同

井出　正弘

札幌高等裁判所事務局長を命ずる（以上四月八日）